

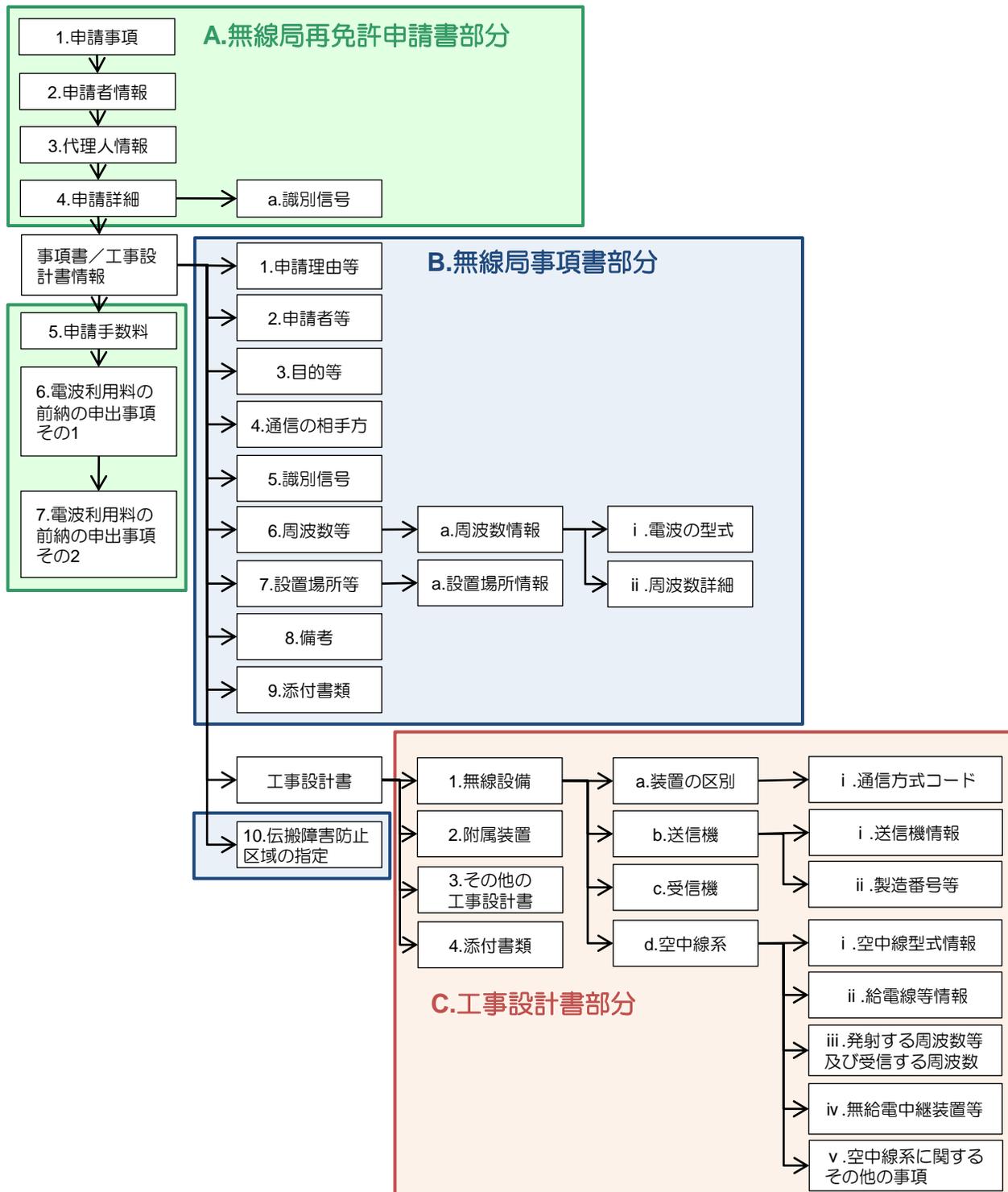
# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

ここでは、固定局の場合の再免許申請の入力手順について説明します。

まず、再免許申請に必要な無線局再免許申請書、無線局事項書及び工事設計書の入力の順番と階層構造を以下に記します。

※再免許申請では、工事設計書の提出は省略可能ですが、再免許申請のタイミングで申請書データを作成される方のために、工事設計書の入力手順についても説明します。

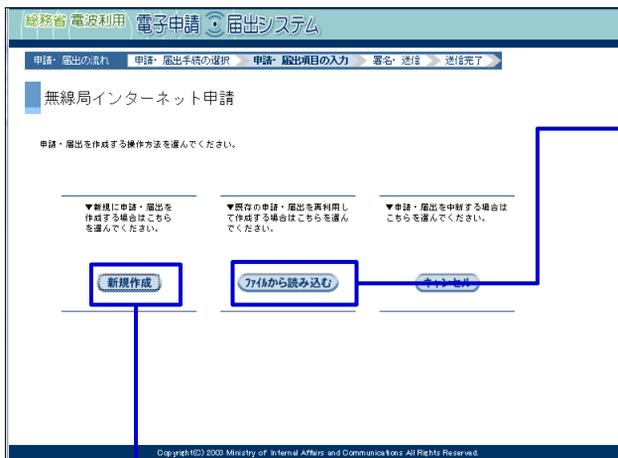


# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ① 申請・届出新規作成画面

申請アプリケーションを実行すると、下記画面が表示されます。  
新規に申請書を作成する場合は、「新規作成」ボタンをクリックします。



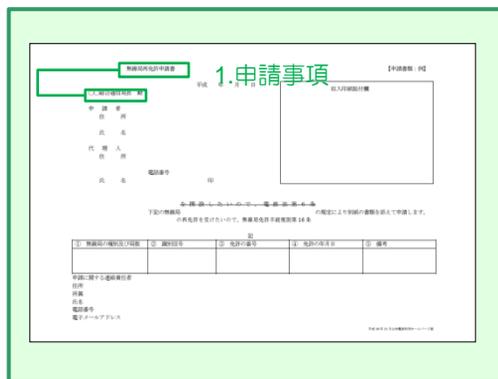
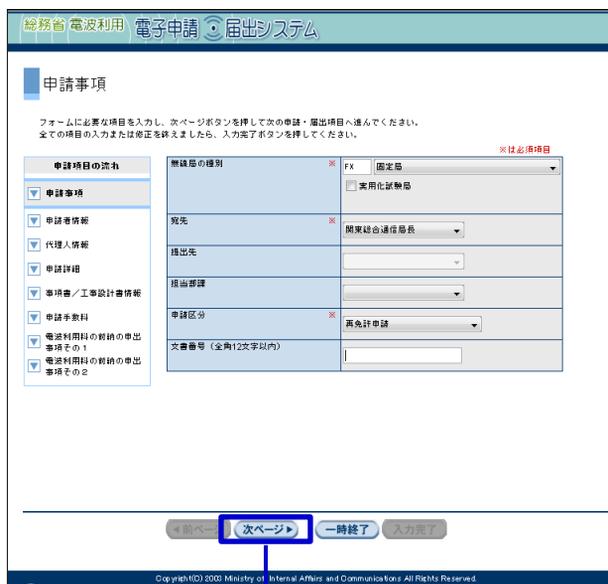
過去に作成した申請書（XMLデータファイル）をご自身のパソコンに保存されている方は、こちらから読み込むことが可能です。

### ② 申請内容入力

まず、「**A.無線局再免許申請書部分**」の項目について入力します。

#### A-1 申請事項の入力

必要事項を入力し、「次ページ」ボタンをクリックします。



A-2.申請者情報入力画面へ

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### A-2 申請者情報の入力

必要事項を入力し、「次ページ」ボタンをクリックします。

申請者情報

フォームに必要な項目を入力し、次ページボタンを押して次の申請・届出項目へ進んでください。全ての項目の入力または修正を済ましたら、入力完了ボタンを押してください。登録したユーザ情報を利用する場合は、ユーザ情報自動入力ボタンを押してください。

ユーザ情報自動入力 ※は必須項目

申請者情報

代表者名(全角50文字以内)  
(姓と名の順は、全角スペースを1つ入れてください)

姓: 総務 太郎  
名: 総務 太郎

住所(全角50文字以内)  
(姓と名の順は、全角スペースを1つ入れてください)

〒100-8926  
東京都 千代田区

電話番号(半角数字15文字以内)  
(ハイフンなしで入力してください)

0312349999  
0999999999

電子メールアドレス(半角100文字以内)

denpa01@sozoku.go.jp  
denpa@sozoku.go.jp

次ページ

申請者情報

代表者名(全角50文字以内)  
(姓と名の順は、全角スペースを1つ入れてください)

姓: 総務 太郎  
名: 総務 太郎

住所(全角50文字以内)  
(姓と名の順は、全角スペースを1つ入れてください)

〒100-8926  
東京都 千代田区

電話番号(半角数字15文字以内)  
(ハイフンなしで入力してください)

0312349999  
0999999999

電子メールアドレス(半角100文字以内)

denpa01@sozoku.go.jp  
denpa@sozoku.go.jp

新規ユーザ情報登録時の情報が自動入力されます。内容をよくご確認ください。

法人又は団体の場合、代表者名及び連絡責任者情報は必須項目となります。

#### A-3 代理人情報の入力

代理人を介さず直接申請する場合は「使用しない」を選択します。「次ページ」ボタンをクリックし、A-4.申請詳細入力画面に進みます。

代理人情報

電子申請依頼を受ける場合は、「使用する」を選択してください。電子申請依頼を受けない場合は、「使用しない」を選択してください。「使用する」を選択した場合は、必ず代理人の届出を入力してください。

電子申請依頼を受けない  
 使用する  
 使用しない

代理人情報

入力するに、[追加] ボタンを押してください。真に確認入力できません。代理人情報登録済みの届出は追加できません。[削除] ボタンを押して代理人の届出を削除してください。[戻る] ボタンを押して戻ります。

次ページ

代理人情報

電子申請依頼を受ける場合は、「使用する」を選択してください。電子申請依頼を受けない場合は、「使用しない」を選択してください。「使用する」を選択した場合は、必ず代理人の届出を入力してください。

電子申請依頼を受けない  
 使用する  
 使用しない

代理人情報

入力するに、[追加] ボタンを押してください。真に確認入力できません。代理人情報登録済みの届出は追加できません。[削除] ボタンを押して代理人の届出を削除してください。[戻る] ボタンを押して戻ります。

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### A-4 申請詳細の入力

「追加」ボタンをクリックすると、申請詳細の入力画面に進みます。

必要事項を入力します。  
「追加」ボタンをクリックし、識別信号情報入力画面に進みます。

#### A-4-a 識別信号情報の入力

必要事項を入力し、「OK」ボタンをクリックします。

現在の免許年月日（再免許以前）を入力してください。

前画面に戻りますので、「OK」ボタンをクリックします。

A-4.申請詳細入力画面に戻りますので、「次ページ」ボタンをクリックします。

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

次は「事項書／工事設計書情報」の入力ですが、先に「申請手数料」の入力を行い、**A.無線局再免許申請書**の入力を一旦終わらせます。

#### A-5 申請手数料の入力

「追加」ボタンをクリックすると、申請手数料情報入力画面に進みます。

総務省 電波利用 電子申請 届出システム

### 申請手数料

フォームに必要な項目を入力し、次ページボタンを押して次の申請・届出項目へ進んでください。  
全ての項目の入力または修正を終えたら、入力完了ボタンを押してください。

申請項目の表示  手数料適用除外 ※は必須項目

- 申請事項
- 申請者情報
- 代理人情報
- 申請詳細
- 事項書／工事設計書情報
- 申請手数料
- 電波利用料の前納の申出事項その1
- 電波利用料の前納の申出事項その2

申請手数料情報 ※

入力するには、「追加」ボタンを押してください。表には直接入力できません。  
再免許申請の場合は、事項書等の入力項目によって自動設定できない場合があります。

追加 挿入 複製 訂正 削除 自動設定

無償品の種別	届数	変申請電力	手数料小計

前ページ 次ページ 一時終了 入力完了

必要事項を入力し、「OK」ボタンをクリックします。

総務省 電波利用 電子申請 届出システム

### 申請手数料情報

フォームに必要な項目を入力し、OKボタンを押してください。

無償品の種別  ※は必須項目

届数 (半角数字3文字以内) \* 1 届

変申請電力 (半角数字21文字以内、小数点を含む) \* 1 W

一回限り手数料 (半角数字6文字以内) \* 1500 円

OK キャンセル

前画面に戻りますので、「次ページ」ボタンをクリックします。

無線局再免許申請書

申請者情報

申請事項

申請者情報

代理人情報

申請詳細

事項書／工事設計書情報

申請手数料

電波利用料の前納の申出事項その1

電波利用料の前納の申出事項その2

5.申請手数料

自動設定

事項書／工事設計書情報を先に入力した場合、「自動設定」ボタンが表示されます。

申請手数料情報 ※

入力するには、「追加」ボタンを押してください。表には直接入力できません。  
再免許申請の場合は、事項書等の入力項目によって自動設定できない場合があります。

追加 挿入 複製 訂正 削除 自動設定

無償品の種別	届数	変申請電力	手数料小計

「自動設定」ボタンをクリックすると、手数料が自動入力されます。

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### A-6 電波利用料の前納の申出事項その1の入力

電波利用料の前納を申し出る場合は、「はい」を選択します。「はい」を選択すると、以下の項目が自動で入力されます。

- ・ 区分
- ・ 無線局の種類
- ・ 免許の番号情報

※前納しない場合はそのまま進んでください。

内容を確認し、「次ページ」ボタンをクリックします。

#### A-7 電波利用料の前納の申出事項その2の入力

必要事項は自動で表示されますので、内容を確認し、「一時終了」ボタンをクリックします。

「名前をつけて保存」で一度保存することをお勧めします。

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

次に、「**B.無線局事項書部分**」の項目について入力します。

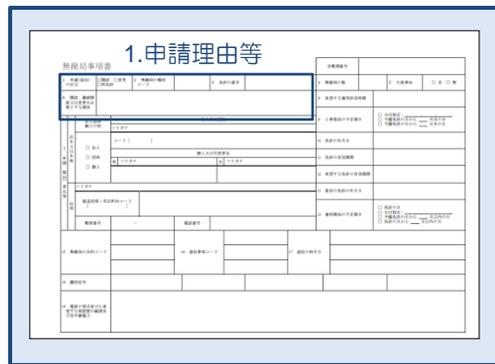
申請内容入力画面で、「事項書／工事設計書情報」リンクをクリックすると、「**A.無線局再免許申請書部分**」で入力した内容が表内に表示されます。

対象の行を選択すると、「訂正」ボタン及び「削除」ボタンが表示されますので、「訂正」ボタンをクリックし、申請理由等の入力画面に進みます。



### B-1 申請理由等の入力

必要事項を入力し、「次ページ」ボタンをクリックします。



無線局再免許申請書に入力した内容が自動で表示されます。

B-2.申請者等入力画面へ

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### B-2 申請者等の入力

「申請者情報」ボタンをクリックすると、無線局再免許申請書部分で入力した内容が自動で入力されます。  
内容を確認し、「次ページ」をクリックします。

無線局再免許申請書

申請者等

フォームに必要な項目を入力し、次ページボタンを押して次の申請・届出項目へ進んでください。  
全ての項目の入力または修正を終えたら、OKボタンを押してください。

申請項目の流れ

- 申請理由等
- 申請者等
- 目的等
- 通信の相手方
- 識別番号
- 周波数等
- 設置場所等
- 備考
- 添付書類
- 工事設計書
- 伝送障害防止区域の指定

申請者等の入力欄

法人・団体・個人への別  法人  団体  個人 **申請者情報**

申請（届出）者名等

氏名（全角25文字以内） 姓

氏名フリガナ（全角カタカナ25文字以内） 名

名称（全角50文字以内）  株式会社

名称フリガナ（全角カタカナ50文字以内）  ソコムカブシキカイシャ

郵便番号  100-8926 例：100-8926

都道府県・市区町村  東京都  千代田区

町・丁目（全角50文字以内）  豊が岡2-1-2 例：豊が岡2-1-2

町・丁目フリガナ（全角カタカナ50文字以内）  カスミガキ2-1-2 例：カスミガキ2-1-2

電話番号（携帯電話15文字以内）  0312349999 例：9999999999

電話番号補足（全角10文字以内）

代表者名（全角25文字以内） 姓

代表者名フリガナ（全角カタカナ25文字以内） 名  次郎

代表者フリガナ（全角カタカナ25文字以内） 姓  ソコム

代表者フリガナ（全角カタカナ25文字以内） 名  タロウ

前ページ **次ページ** 一時終了 OK 変更項目 キャンセル

#### B-3 目的等の入力

再免許申請の場合、「目的等」の入力は省略可能です。  
「次ページ」ボタンをクリックします。

無線局再免許申請書

目的等

フォームに必要な項目を入力し、次ページボタンを押して次の申請・届出項目へ進んでください。  
全ての項目の入力または修正を終えたら、OKボタンを押してください。

申請項目の流れ

- 申請理由等
- 申請者等
- 目的等
- 通信の相手方
- 識別番号
- 周波数等
- 設置場所等
- 備考
- 添付書類
- 工事設計書
- 伝送障害防止区域の指定

無線局の目的コード（半角英数字2文字以内）

目的コードをまとめる目的。従たる目的の順に選択し、従たる目的の場合は口印にチェックをしてください。

通信事項コード情報

入力するには、【追加】ボタンを押してください。表には直接入力できません。

通信事項

前ページ **次ページ** 一時終了 OK 変更項目 キャンセル

#### B-4.通信の相手方入力画面へ

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### B-4 通信の相手方の入力

再免許申請の場合、「通信の相手方」の入力は省略可能です。  
「次ページ」ボタンをクリックします。

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

通信の相手方

フォームに必要な項目を入力し、次ページボタンを押して次の申請・届出項目へ進んでください。  
全ての項目の入力または修正を終えたら、OKボタンを押してください。

申請項目の流れ

- 申請理由等
- 申請者等
- 目的等
- 通信の相手方
- 識別信号
- 周波数等
- 設置場所等
- 備考
- 添付書類
- 工事設計書

通信の相手方 (全角5000文字以内、改行を含む)

テンプレート

前ページ 次ページ 一時終了 OK 変更項目 キャンセル

#### B-5 識別信号の入力

無線局再免許申請書部分で入力した内容が自動で表示されます。  
内容を確認し、「次ページ」をクリックします。

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

識別信号

フォームに必要な項目を入力し、次ページボタンを押して次の申請・届出項目へ進んでください。  
全ての項目の入力または修正を終えたら、OKボタンを押してください。

申請項目の流れ

- 申請理由等
- 申請者等
- 目的等
- 通信の相手方
- 識別信号
- 周波数等
- 設置場所等
- 備考
- 添付書類
- 工事設計書

識別信号情報

入力するには、【追加】ボタンを押してください。表には直接入力できません。

追加 挿入 複製 訂正 削除

区分	名称	連番部	英字	補足
呼出名称	ほうまいそうむ			

前ページ 次ページ 一時終了 OK 変更項目 キャンセル

B-6.周波数等入力画面へ

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### B-6 周波数等の入力

周波数の区分を選択します。

「追加」ボタンをクリックし、周波数情報入力画面に進みます。

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

周波数等

フォームに必要な項目を入力し、次ページボタンを押して次の申請・届出項目へ進んでください。  
全ての項目の入力または修正を終えたら、OKボタンを押してください。

※は必須項目

申請項目の選択

- 申請種別等
- 申請書等
- 目的等
- 通信の相手方
- 業別番号
- 周波数等
- 設置場所等
- 備考
- 添付書類
- 工事設計書
- 伝喚障害防止区域の指定

周波数

区分

- ポイント・バンド・コード等入力
- 大規模周波数コード
- 希望する周波数の範囲入力

大規模周波数コード  
(半角英数字5文字以内)

周波数情報

入力するには、【追加】ボタンを押してください。表には直接入力できません。

追加 挿入 複製 訂正 削除

占有周波数帯域	電波の型式
---------	-------

周波数 (全角5000文字以内、改行を含む) テンプレート

前ページ 次ページ 一時終了 OK 変更項目 キャンセル

新規届出事項

6.周波数等

#### B-6-a 周波数情報の入力

「電波の型式等情報」の「追加」ボタンをクリックします。

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

周波数情報

フォームに必要な項目を入力し、OKボタンを押してください。

※は必須項目

電波の型式等情報

入力するには、【追加】ボタンを押してください。表には直接入力できません。

追加 挿入 複製 訂正 削除

占有周波数帯域	電波の型式
---------	-------

周波数詳細

入力するには、【追加】ボタンを押してください。表には直接入力できません。

追加 挿入 複製 訂正 削除

周波数情報	周波数の注
-------	-------

空申請電力  
(半角数字21文字以内、小数点を  
含む)

条件等  
(全角2500文字以内、改行を含む)

OK キャンセル

#### B-6-a-i 電波の型式等情報の入力

必要事項を入力し、「OK」ボタンをクリックします。

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

電波の型式等情報

フォームに必要な項目を入力し、OKボタンを押してください。

※は必須項目

占有周波数帯域 (半角英数字5文字以内) 1800

電波の型式 (半角英数字5文字以内) \* 720

OK キャンセル

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### B-6-a 周波数情報の入力（つづき）

「周波数情報」の「追加」ボタンをクリックします。  
次に、空中線電力のW数を入力します。条件等がある場合は入力し、「OK」ボタンをクリックします。

#### B-6-a-ii 周波数情報の入力

必要事項を入力し、「OK」ボタンをクリックします。

申請する空中線電力に方向等の条件がある場合は、こちらに入力します。

申請する周波数に条件や附款がある場合、それらによって入力方法が異なりますので、その場合は、免許状等をご確認の上、入力してください。

B-6.周波数等入力画面に戻ります。  
「次ページ」をクリックします。

B-7.設置場所等入力画面へ

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### B-7 設置場所等の入力

再免許申請の場合、「設置場所等」の入力は省略可能です。  
「次ページ」ボタンをクリックします。

#### B-8 備考の入力

工事設計書省略等の記載事項があれば、入力します。

B-9.添付資料入力画面へ

※再免許申請で工事設計書を省略する場合は、以下の文言を備考欄に入力します。

(記載例)

「工事設計書に変更がないため、無線局免許手続規則第18条の2の規定により、工事設計書の添付を省略します。」

# 3. 電子申請手順

## 3-2. 申請の新規作成

### ② 申請内容入力

#### B-9 添付資料の入力

委任状等の添付資料がある場合は、「追加」ボタンをクリックし、添付資料を選択します。

ただし、再免許申請の場合は、添付資料は不要です。

「次ページ」をクリックし、工事設計書入力画面に進みます。

#### 【添付可能なファイル形式と容量】

種類	拡張子	上限サイズ
PDFファイル	pdf	5,000,000 バイト (約4.77MB)
Word文書	doc	
Excel	xls	
PowerPoint	ppt	
一太郎	Jt*またはj*w	
テキスト	txt	
画像ファイル	tif,tiff,jpg,jpeg,png	

次は「工事設計書の入力ですが、先に「伝搬障害防止区域の指定」の入力を行い、「B.無線局事項書部分」の入力を一旦終わらせます。

#### B-10 伝搬障害防止区域の指定の入力

再免許申請の場合、「伝搬障害防止区域の指定」の入力は不要です。

開設の際、伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は入力が必要です。

「上書き保存」で一旦保存することをおすすめします。

工事設計書を省略する場合は、P.43に進みます。